

千葉県報

定例
令和7年2月14日

主 要 目 次	
告示	一
一 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定（二件）	一
一 特定計量器の定期検査の実施	一
二 道路区域の変更	二
三 道路の供用開始	三
三 急傾斜地崩壊危険区域の指定（三件）	三
四 土砂災害警戒区域の指定	四
五 土砂災害特別警戒区域の指定	五
五 都市計画下水道事業の事業計画の変更認可	五
公 告	六
六 土地改良区役員の就任	六
六 土地改良区清算人の退任	六
六 土地改良区役員の退任	六

告示

千葉県告示第五十八号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を次のとおり指定する。

令和七年二月十四日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 指定する区域 勝浦市部原字内出一、九三〇番三の一部（別図のとおり）
 - 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 砒素及びその化合物
 - 三 土壤汚染対策法施行規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 砒素及びその化合物
- （「別図」は、省略し、千葉県環境生活部水質保全課に備え置いて縦覧に供する。）

千葉県告示第五十九号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害

物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を次のとおり指定する。

なお、当該区域は、土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第五十八条第五項第十号に該当する区域である。

令和七年二月十四日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 指定する区域 香取郡多古町牛尾字坂田道二、九七二番の一部並びに字白谷三、三八七番及び三、三八八番（別図のとおり）
 - 二 土壤汚染対策法施行規則第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
- （「別図」は、省略し、千葉県環境生活部水質保全課に備え置いて縦覧に供する。）

千葉県告示第六十号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和七年二月十四日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 計量法施行令（平成五年政令第三百二十九号）第十条第一項第一号に規定する特定計量器の定期検査（特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項の規定により特定計量器の所在の場所で実施することとした定期検査を除く。）

検査区域	検査期日	検査場所	検査時間
木更津市	令和七年五月十四日	木更津市真里谷一〇番地	午後一時三十分から午後三時まで
	令和七年五月十五日	木更津市立富来田公民館	午前十時三十分から午後三時まで
	令和七年五月十六日	木更津市清見台南五丁目一番二九号 木更津市立清見台コミュニティセンター附属体育館	午後一時三十分から午後三時まで
	令和七年五月十九日	木更津市貝渕二丁目一三番四〇号 木更津市民体育館	午後一時三十分から午後三時まで
	令和七年五月二十日	〃	〃
	令和七年五月二十一日	〃	〃

備考	鴨川市	令和七年五月二十一日	木更津市江川九三四番地一	"
		令和七年四月二十一日	木更津市立岩根西公民館	
いすみ市	鴨川市	令和七年四月二十一日	鴨川市内浦五六三番地	"
		令和七年四月二十一日	鴨川市内浦五六三番地 コミュニティセンター小湊	
多喜町	鴨川市	令和七年四月二十一日	鴨川市天津一、一〇四番地	"
		令和七年四月二十一日	鴨川市役所天津小湊支所	
夷隅郡大	鴨川市	令和七年四月二十一日	鴨川市太海二、〇三〇番地	"
		令和七年四月二十一日	鴨川市太海公民館	
多喜町	鴨川市	令和七年四月二十一日	鴨川市松尾寺四五四番地	"
		令和七年四月二十一日	鴨川市吉尾公民館	
夷隅郡御	鴨川市	令和七年四月二十一日	鴨川市横渚一、四五〇番地	"
		令和七年四月二十一日	鴨川市役所	
宿町	鴨川市	令和七年四月二十一日	鴨川市役所	"
		令和七年四月二十一日	鴨川市役所	

一 検査時間のうち、正午から午後一時までは、休憩時間とする。
 二 表に定める検査期日及び検査場所において受検しなかった者の特定計量器の検査

<p>一 道路の種類 県道</p> <p>二 路線名 茂原夷隅線</p> <p>三 変更の区間並びに敷地の幅員及びその延長</p>		<p>千葉県告示第六十一号</p> <p>道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。</p> <p>その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び長生土木事務所において、令和七年二月十四日から三週間、縦覧に供する。</p> <p>令和七年二月十四日</p>	<p>千葉県知事 熊谷 俊 人</p>
<p>区間</p> <p>長生郡長生村 七井土字南稗 田五四五番一 地先から五三 三番二地先ま で</p>	<p>変更の前後別</p> <p>前 二〇・〇二メートルから 二二・四九メートルまで</p> <p>後 二〇・〇二メートルから 四五・三八メートルまで</p>	<p>敷地の幅員</p> <p>八〇・七二メートル</p>	<p>延長</p> <p>八〇・七二メートル</p>

<p>一 計量法施行令第十条第一項第一号に規定する特定計量器の定期検査（特定計量器検定期検査に限る。）</p>	<p>二 計量法施行令第十条第一項第二号に規定する特定計量器の定期検査（特定計量器検定期検査に限る。）</p>
<p>鴨川市</p> <p>木更津市、野田市、佐倉市、東金市、習志野市、勝浦市、鴨川市、鎌ヶ谷市、君津市、富津市、浦安市、四街道市、袖ヶ浦市、八街市、南房総市、匝瑳市及びいすみ市並びに香取郡神崎町、多古町及び東庄町、夷隅郡大多喜町及び御宿町並びに安房郡鋸南町</p>	<p>鴨川市</p> <p>令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで</p>
<p>検査場所</p> <p>特定計量器の所在の場所</p>	<p>検査場所</p> <p>特定計量器の所在の場所</p>

千葉県告示第六十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、令和七年二月十四日から次の道路の供用を開始する。
その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び千葉土木事務所において、令和七年二月十四日から三週間、縦覧に供する。
令和七年二月十四日

路線名	供用開始の区間
県道船橋印西線	八千代市吉橋字西内野一、七八〇番一九地先から一、七八〇番九地先まで

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県告示第六十三号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。
その関係図書は、千葉県県土整備部河川環境課及び葛南土木事務所において縦覧に供する。
令和七年二月十四日

千葉県知事 熊谷 俊人

夏見三急傾斜地崩壊危険区域
次に掲げる地番の土地に設置した標柱第一号から標柱第三九号までを順次結んだ線及び標柱第三九号と標柱第一号とを結んだ線により囲まれた区域。この場合において、各標柱を結ぶ線は、直線とする。
標柱を設置した土地の地番

標柱番号	市町村名	大字名	地番
一	船橋市	夏見六丁目	四一三番三
二	〃	〃	二九四番
三	〃	〃	二九四番
四	〃	〃	二九四番
五	〃	〃	二九四番
六	〃	〃	二九二番一
七	〃	〃	二九二番一
八	〃	〃	二九二番一
九	〃	〃	二九二番一
一〇	〃	〃	二九二番一
一一	〃	〃	二九二番一

一一	〃	〃	二九二番一
一〇	〃	〃	二九二番一
〇九	〃	〃	二九二番一
〇八	〃	〃	二九二番一
〇七	〃	〃	二九二番一
〇六	〃	〃	二九二番一
〇五	〃	〃	二九二番一
〇四	〃	〃	二九二番一
〇三	〃	〃	二九二番一
〇二	〃	〃	二九二番一
〇一	〃	〃	二九二番一
〇〇	〃	〃	二九二番一
九九	〃	〃	二九二番一
九八	〃	〃	二九二番一
九七	〃	〃	二九二番一
九六	〃	〃	二九二番一
九五	〃	〃	二九二番一
九四	〃	〃	二九二番一
九三	〃	〃	二九二番一
九二	〃	〃	二九二番一
九一	〃	〃	二九二番一
九〇	〃	〃	二九二番一
八九	〃	〃	二九二番一
八八	〃	〃	二九二番一
八七	〃	〃	二九二番一
八六	〃	〃	二九二番一
八五	〃	〃	二九二番一
八四	〃	〃	二九二番一
八三	〃	〃	二九二番一
八二	〃	〃	二九二番一
八一	〃	〃	二九二番一
八〇	〃	〃	二九二番一
七九	〃	〃	二九二番一
七八	〃	〃	二九二番一
七七	〃	〃	二九二番一
七六	〃	〃	二九二番一
七五	〃	〃	二九二番一
七四	〃	〃	二九二番一
七三	〃	〃	二九二番一
七二	〃	〃	二九二番一
七一	〃	〃	二九二番一
七〇	〃	〃	二九二番一
六九	〃	〃	二九二番一
六八	〃	〃	二九二番一
六七	〃	〃	二九二番一
六六	〃	〃	二九二番一
六五	〃	〃	二九二番一
六四	〃	〃	二九二番一
六三	〃	〃	二九二番一
六二	〃	〃	二九二番一
六一	〃	〃	二九二番一
六〇	〃	〃	二九二番一
五九	〃	〃	二九二番一
五八	〃	〃	二九二番一
五七	〃	〃	二九二番一
五六	〃	〃	二九二番一
五五	〃	〃	二九二番一
五四	〃	〃	二九二番一
五三	〃	〃	二九二番一
五二	〃	〃	二九二番一
五一	〃	〃	二九二番一
五〇	〃	〃	二九二番一
四九	〃	〃	二九二番一
四八	〃	〃	二九二番一
四七	〃	〃	二九二番一
四六	〃	〃	二九二番一
四五	〃	〃	二九二番一
四四	〃	〃	二九二番一
四三	〃	〃	二九二番一
四二	〃	〃	二九二番一
四一	〃	〃	二九二番一
四〇	〃	〃	二九二番一
三九	〃	〃	二九二番一
三八	〃	〃	二九二番一
三七	〃	〃	二九二番一
三六	〃	〃	二九二番一
三五	〃	〃	二九二番一
三四	〃	〃	二九二番一
三三	〃	〃	二九二番一
三二	〃	〃	二九二番一
三一	〃	〃	二九二番一
三〇	〃	〃	二九二番一
二九	〃	〃	二九二番一
二八	〃	〃	二九二番一
二七	〃	〃	二九二番一
二六	〃	〃	二九二番一
二五	〃	〃	二九二番一
二四	〃	〃	二九二番一
二三	〃	〃	二九二番一
二二	〃	〃	二九二番一
二一	〃	〃	二九二番一
二〇	〃	〃	二九二番一
一九	〃	〃	二九二番一
一八	〃	〃	二九二番一
一七	〃	〃	二九二番一
一六	〃	〃	二九二番一
一五	〃	〃	二九二番一
一四	〃	〃	二九二番一
一三	〃	〃	二九二番一
一二	〃	〃	二九二番一

千葉県告示第六十四号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。
その関係図書は、千葉県県土整備部河川環境課及び葛南土木事務所において縦覧に供する。
令和七年二月十四日

夏見七急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に設置した標柱第一号から標柱第一〇号までを順次結んだ線及び標柱第一〇号と標柱第一号とを結んだ線により囲まれた区域。この場合において、各標柱を結ぶ線は、直線とする。

標柱を設置した土地の地番

標柱番号	市町村名	大字名	地番
一	船橋市	夏見五丁目	一八〇番一
二	"	"	一七九番
三	"	"	三四七番一三地先の道路敷
四	"	"	三四七番七
五	"	"	三二三番一地先の道路敷
六	"	"	三二三番一地先の道路敷
七	"	"	三一七番五
八	"	"	三五二番三
九	"	"	三五二番四
一〇	"	"	三五一番二

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県告示第六十五号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

その関係図書は、千葉県県土整備部河川環境課及び夷隅土木事務所において縦覧に供する。

令和七年二月十四日

千葉県知事 熊谷 俊人

深堀一急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に設置した標柱第一号から標柱第一五号までを順次結んだ線及び標柱第一五号と標柱第一号とを結んだ線により囲まれた区域。この場合において、各標柱を結ぶ線は、直線とする。

標柱を設置した土地の地番

標柱番号	市町村名	大字名	字名	地名
一	いすみ市	深堀	御室	六八八番一
二	"	新田	古家	三、三九七番二
三	"	"	"	三、三九七番二
四	"	"	"	三、三九七番二

千葉県告示第六十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第一項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

令和七年二月十四日

千葉県知事 熊谷 俊人

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
松崎五	成田市松崎及び玉造一丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
松崎六	成田市松崎の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
松崎七	成田市松崎の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
松崎八	成田市松崎の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
松崎九	成田市松崎の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
松崎一〇	成田市松崎の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
松崎一一	成田市松崎の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
松崎一二	成田市松崎の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊

松崎一三	成田市松崎の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
松崎一四	成田市松崎の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
松崎一五	成田市松崎の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
松崎一六	成田市松崎の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
松崎一七	成田市松崎の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
大竹二二	成田市大竹の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
大竹二三	成田市大竹の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊

（「次の図面」は、省略し、千葉県県土整備部河川環境課及び成田土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

千葉県告示第六十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

令和七年二月十四日

千葉県知事 熊谷 俊人

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害の発生を防止するために行う建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
松崎五	成田市松崎及び玉造一丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
松崎六	成田市松崎の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
松崎七	成田市松崎の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
松崎八	成田市松崎の区域のうち、	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり

（「次の図面」は、省略し、千葉県県土整備部河川環境課及び成田土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

千葉県告示第六十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第九号）第六十三条第一項の規定により、松戸都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和七年二月十四日

千葉県知事 熊谷 俊人

松崎九	成田市松崎の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
松崎一〇	成田市松崎の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
松崎一一	成田市松崎の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
松崎一二	成田市松崎の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
松崎一四	成田市松崎の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
松崎一五	成田市松崎の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
松崎一六	成田市松崎の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
大竹二二	成田市大竹の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
大竹二三	成田市大竹の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり

- 一 施行者の名称
松戸市
- 二 都市計画事業の種類及び名称
松戸都市計画下水道事業松戸市第一号公共下水道
- 三 事業施行期間
昭和四十七年七月七日から令和九年三月三十一日まで
- 四 事業地
収用の部分 変更なし
使用の部分 変更なし

